

中央駐車場及び駅前駐車場駐車料金割引対象店舗認定要領

(目的)

第1条 この要領は、市街地周辺の商店街等の利用促進を図り、まちなかの賑わいを創出するために行う中央駐車場及び駅前駐車場における駐車料金の割引に係る対象店舗（以下「対象店舗」という。）の認定等に関して、必要な事項を定める。

(認定申請)

第2条 対象店舗としての認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定（新規）申請書（様式第1号）を伊万里市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

2 認定申請は店舗毎に行うものとし、申請者は店舗の代表者とする。

(申請期間)

第3条 随時申請できるものとする。

(認定要件)

第4条 次に定める全ての要件を満たすものとする。

- (1) 午前9時から午後6時までの時間内に、店舗利用者に対し物品購入等対価の支払いが必要になる営業等を行っていること。
- (2) 営業等に際し、関係法令を遵守していること。

(認定)

第5条 市長は、第2条の申請書を受理した場合は、第4条に規定する認定要件に基づき内容を審査し、認定の可否を決定する。また、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

- 2 認定の可否について、認定書（様式第2号）又は不認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は認定する店舗に対し、駐車券に押印するゴム印を配布するものとする。

(認定店舗の責務)

第6条 認定を受けた店舗（以下「認定店舗」という。）は、店舗内の見えやすい場所に認定書を掲示し、認定店舗であることのPRに努めるものとする。

- 2 物品購入等対価の支払いを行った店舗利用者が提示する中央駐車場又は駅前駐車場の駐車券に配布されたゴム印を押印するものとする。
- 3 ゴム印の押印には、黒色インクのスタンプ台を用いることとし、各認定店舗で準備

するものとする。

(認定期間)

第7条 対象店舗の認定期間は、認定日から起算して3年間とする。

- 2 認定期間の終了後も継続して対象店舗としての認定を受けようとする事業者は、認定期間終了日の1ヵ月前までに認定(更新)申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の申請書を受理した場合は、第5条に定める例により処理するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 認定店舗は、店舗名、店舗の住所等認定申請書に記載された事項に変更が生じた場合は、速やかに申請内容変更届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の届出を受理した場合は、必要に応じて第5条に定める例により処理するものとするものとする。

(認定の辞退)

第9条 認定店舗は、廃業等により営業を終了した場合、第4条に規定する認定要件に該当しなくなった場合又は認定の辞退を希望する場合は、認定辞退届(様式第5号)を市長に提出し、あわせて認定書及び配布されたゴム印を返還するものとする。

(認定の取り消し)

第10条 市長は、認定店舗が次のいずれかに該当することが確認された場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定店舗から認定辞退届(様式第5号)が提出された場合
 - (2) 第4条に規定する認定要件を満たさなくなった場合
 - (3) 公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
 - (4) 当該認定制度の内容を改廃しなければならない事情が生じた場合
- 2 市長は、前項第2号及び第3号の事実を確認するために必要がある場合には、調査を実施することができ、認定店舗は、市長の調査に協力するものとする。
 - 3 第1項の規定により認定を取り消した場合は、認定取消通知書(様式第6号)により通知しなければならない。
 - 4 認定店舗は、認定を取り消されたときは、速やかに認定書及び配布されたゴム印等を市長に返還するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるものの他、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

様式第1号（第2条又は第7条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

申請者 住 所
申請店舗名
代表者氏名 印

中央駐車場及び駅前駐車場駐車料金割引対象店舗認定（新規・更新）申請書

中央駐車場及び駅前駐車場駐車料金割引対象店舗認定要領第2条又は第7条の規定に基づき、下記のとおり中央駐車場及び駅前駐車場の時間駐車料金割引対象店舗としての認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、認定要件を満たしていることを誓約し、市ホームページ等において広く周知されることに対し同意します。

記

（フリガナ） 申請店舗名	
申請店舗の住所	〒
代表者氏名	
連絡先	電話： FAX：
業 種	
営業時間帯 （通常の営業時間帯 をご記入下さい。）	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで
認定番号（※）	

※更新の場合のみ、前回市から受けた認定番号をご記入下さい。

様式第2号(表)(第5条関係)

様

中央駐車場及び駅前駐車場
駐車料金割引対象店舗認定書

(フリガナ) 認定店舗名	
認定店舗の 住 所	〒
代表者氏名	
認定番号	第 号
認定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考	

中央駐車場及び駅前駐車場駐車料金割引対象店舗認定要領第5条の規程に基づき、中央駐車場及び駅前駐車場の時間駐車料金割引対象店舗として、認定します。

年 月 日 伊万里市長 印

様式第2号（裏）（第5条関係）

（注意事項）

- ・申請内容について変更が生じた場合は、速やかに申請内容変更届（様式第4号）を提出して下さい。
- ・認定の辞退を希望される場合は、辞退届（様式第5号）を提出して下さい。
- ・この認定書は、店舗内の見えやすい場所へ掲示して下さい。
- ・物品購入等対価の支払いを行った店舗利用者が、中央駐車場又は駅前駐車場の駐車券を提示した場合は、提示された駐車券へ配布されたゴム印を押印して下さい。
- ・ゴム印の押印には、スタンプ台（黒色インク）を用いることとし、各店舗で準備して下さい。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

伊万里市長 印

中央駐車場及び駅前駐車場駐車料金割引対象店舗不認定通知書

中央駐車場及び駅前駐車場駐車料金割引対象店舗認定要領第5条の規定に基づき、中央駐車場及び駅前駐車場の時間駐車料金割引対象店舗として認定について審査した結果、下記の理由により、不認定といたしましたので、通知します。

記

(フリガナ) 認定店舗名	
認定店舗の住所	〒
代表者氏名	
不認定理由	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

（変更前のものをご記入ください）

申請者 住 所

申請店舗名

代表者氏名

印

中央駐車場及び駅前駐車場駐車料金割引対象店舗申請内容変更届

中央駐車場及び駅前駐車場駐車料金割引対象店舗認定要領第8条の規定に基づき、下記のとおり申請内容の変更について届け出ます。

記

変更事項 (該当するものを○ で囲み、【 】に変 更後についてご記入 ください)	1. 店舗名 【 】
	2. 店舗の住所 【〒 】
	3. 代表者氏名 【 】
	4. 連絡先 【電話： FAX： 】
	5. 業種 【 】
	6. 営業時間帯（通常の営業時間帯） 【午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで】

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

申請者 住 所
申請店舗名
代表者氏名 印

中央駐車場及び駅前駐車場駐車料金割引対象店舗認定辞退届

中央駐車場及び駅前駐車場駐車料金割引対象店舗認定要領第9条の規定に基づき、中央駐車場及び駅前駐車場の時間駐車料金割引対象店舗としての認定を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

(フリガナ) 申請店舗名	
認定番号	第 号
申請店舗の住所	〒
代表者氏名	
連絡先	電話： FAX：
辞退の理由 (※)	

※廃業等、辞退の理由をご記入下さい。

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

様

伊万里市長 印

中央駐車場及び駅前駐車場駐車料金割引対象店舗認定取消通知書

中央駐車場及び駅前駐車場駐車料金割引対象店舗認定要領第10条の規定に基づき、中央駐車場及び駅前駐車場の時間駐車料金割引対象店舗としての認定を下記のとおり取り消します。

記

(フリガナ) 店 舗 名	
店舗の住所	〒
代表者氏名	
認 定 番 号	第 号
取 消 理 由	